

炭素貯蔵建築物認定制度

県産材を利用した建物の炭素貯蔵量を認定します



県産材を利用して、建築物にCO₂由来の炭素を貯蔵！

炭素貯蔵建築物認定証

店舗・施設・事務所名等

建築物に利用した静岡県産材に係る炭素貯蔵量について、次のとおり認定します。

県産材利用量 森林認証材使用量	県産材の炭素貯蔵量 (CO ₂ 換算量)
50 m ³ 上記のうち20 m ³	33 t-CO ₂



【建築主名】〇〇株式会社

【設計者名】〇〇設計事務所

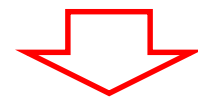
令和5年 月 日 静岡県・しずおか優良木材供給センター

環境貢献度を「見える化」

炭素貯蔵量

森林認証材の使用量

を表示



施設に掲示して企業等の
イメージアップ！

認定内容の例

県産ヒノキを利用した
認定証を交付します！



掲示イメージ

<主な要件>

県内で木造、木質化した**非住宅建築物**であること

【新築・増改築】しずおか優良木材等の県産材使用量が 1.0 m³以上 であること

【木質化】しずおか優良木材等の県産材使用量が 2.0 m²以上 であること

<申請方法>

しずおか優良木材供給センター（事務局：静岡県森林組合連合会）に、次の書類を郵送または持参してください。

①炭素貯蔵建築物認定申請書（様式第1号）	②木びろい表（様式第2号）
----------------------	---------------

※ 工務店、建築設計事務所等による代理申請も可能です

※ 下記の事業に係る建築物については、申請書類の提出を省略することができます

しずおか木使い施設推進事業の助成を受けた建築物 （①②ともに省略可。申込時の提出書類において、炭素貯蔵建築物認定を希望した場合）
しずおか木使い建築施設表彰に応募した建築物 （①②ともに省略可。応募時の提出書類において、炭素貯蔵建築物認定を希望した場合）

申請に必要な書類の様式は、静岡県のホームページからダウンロードできます。

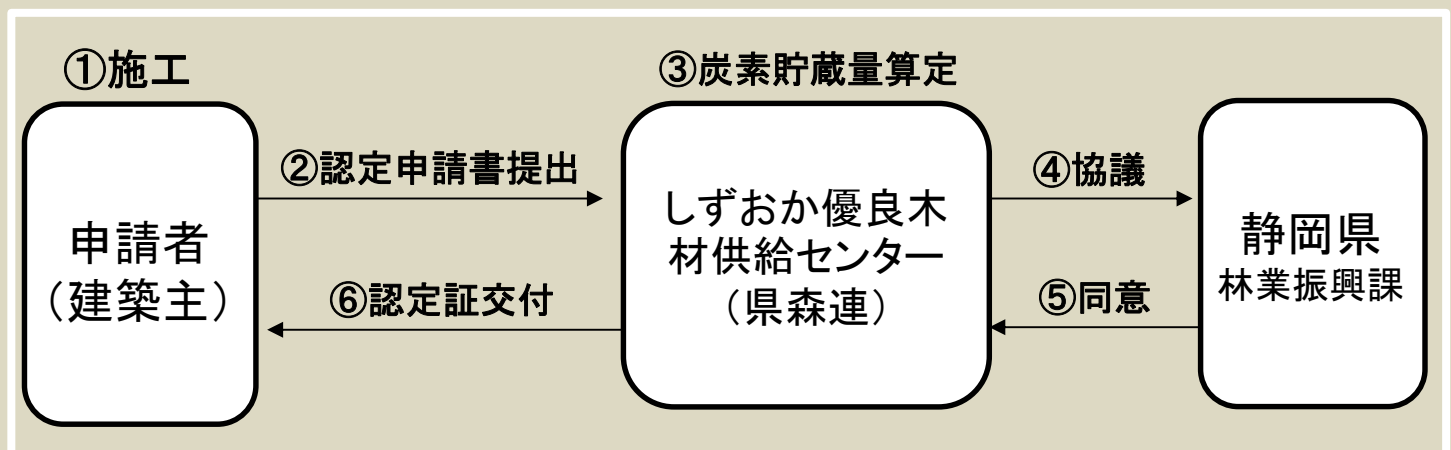
<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kenchiku/kizukai/1054945/1060783/1054644.html>



<認定証の交付時>

1月～8月に申請があった建築物は、同年10月に認定証を交付します。
9月～12月に申請があった建築物は、翌年2月に認定証を交付します。
ただし、とりまとめの関係上、交付時期が変更になる可能性があります。

<申請から認定証交付までの流れ>



【申請・問合せ】 しずおか優良木材供給センター

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号県庁西館9階

TEL 054-253-0195 E-mail: s-wood@s-kenmori.net

【問合せ】

静岡県林業振興課

TEL 054-221-2691 E-mail: rinshin@pref.shizuoka.lg.jp